

身体拘束の適正化に関する指針

1. 基本的な考え方

介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度においては、高齢者が利用する介護保険施設等では身体拘束が原則禁止されています。特別養護老人ホームさつき園では、介護保険制度の趣旨と、施設運営の基本理念である「私たちは、敬愛する一人ひとりの基本的人権と尊厳を守り、質の高いサービスの提供に努めます。」を踏まえ、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 身体拘束適正化に向けた体制

施設利用者の身体拘束の行動制限について、適切なケアマネジメントを実施していくために「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

- ①施設長 ②介護支援課長 ③介護支援専門員 ④生活相談員
- ⑤看護職員 ⑥介護職員（主任・副主任・ユニットリーダー）
- ⑦その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

(2) 委員の責務及び役割

（施設長）

- 1) 身体拘束適正化委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

（介護支援課長）

- 1) 身体拘束適正化に向けた職員教育
- 2) チームケアの確立
- 3) 施設のハード・ソフト面の改善

（介護支援専門員・生活相談員）

- 1) 医療機関、家族との連絡調整
- 2) 家族の意向に添ったケアの確立
- 3) 記録の整備

（看護職員）

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

（介護職員）

- 1) 拘束がもたらす弊害を認識する
- 2) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 3) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 4) 利用者 とのコミュニケーションを充分にとる

5) 利用者の行為・行動、状態の変化などを正確に記録する

3. 職員研修について

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束適正化のための基礎的内容等の知識の普及・啓発を行うとともに、身体拘束適正化の徹底に努める。

- 1) 定期的な教育・研修の実施
- 2) 新任者に対する研修の実施
- 3) その他必要な教育・研修の実施

4. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たした場合のみ、契約者・家族への説明及び同意を得た上で行います。

5. 身体拘束等の対応について

身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に沿って実施します。

1) カンファレンスの実施

身体拘束適正化検討委員会において、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たしているかどうかについて検討します。

身体拘束を行うことを選択した場合は、その方法、場所、時間帯、期間等を検討し、説明書を作成します。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方について本人・家族に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、契約者・家族に現状と方向性などを説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は、所定の様式を用いて、その様子・心身の状況等を記録します。利用者本人の状態を観察し、適時身体拘束の必要性や解除に向けて、検討します。

4) 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

6. 指針の閲覧に関すること

この指針は、施設内で閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

7. その他身体拘束の適正化推進のための方針

身体拘束の適正化については、先進事例の研究、施設環境等の整備を通じてこの取組の一層の推進に努めるものとする。

この指針は、平成30年4月1日から適用する。